

ですか、それは私の考えでは、押しつけという言葉を適当かどうか存じませんが、やはり占領下でございまして、一種の心理的の圧迫を受けておったことだけは、私も事実だろーと思ひます。そういうときにできた憲法でございまして、これをこの際再検討したいということは、別に憲法を守るという条章には何ら触れておらないと私は考えております。

○石橋(政)委員 憲法は守るだけじゃなく大切にしなければならぬ、輕視してはならないと私は言っているわけですが。しかし押しつけられたものだ、われわれが自分たちの手で作ったものじゃないんだ、ということとを大切な地位にあるあなた方が言われることによって、國民がほんとうに大切な憲法だ、守らなくちゃならない憲法だと思ふとお思ひになるのですか。そういう意味で、あなた方が押しつけられた押しつけられたというところは、國民に憲法を大切にしようという氣持を持たせるためには、マイナスにこそなれ決してプラスにならないということを私は申し上げてゐるわけなんです。少くとも今の憲法を完全に押しつけられたものだと思はれる方々の頭というものは、憲法制定の當時に、何とかして明治憲法を改正せずに済むものなら済ませたい、君主の、いわゆる天皇主權の原理を何とかして温存したいというふうな考えの人たちの頭につながつておるんだ、あるいは一体なのだ、こういうふうには申し上げたいわけなんです。それを押し進めて私をおねしたいと思うのでありますが、われわれのこの日本國憲法には何と書いてあるかと申しますと、憲法前文に御承知の通り、日本國憲法は、國民に主權があるということを宣言して、そのあとに國民が確定したのだというところをはつきり書いてある。ところがあなたのは、今少し弱まった表現ではございまして、けれども、この憲法調査会法案の提案理由の説明などははつきりしたもので、真に國民の自由意思によるものにあらざることは否定しがたき事実であります。こういうふうなことを言っておる。もしこれが事実であるとすれば、われわれのこの憲法は、前文の冒頭から虚偽の規定をしておるのか、私はこゝにいわざるを得ない。そういう偽りの文章によつて始まった憲法を、しからばなせわれわれは守らなくちゃならないのか、順守し擁護しなければならぬ義務を負うのか、それこそ矛盾じやございませんか。憲法の前文に明らかに規定してあるところの、主權が國民にあることを宣言し、そうしてここにわれわれの手で確定するといふこの表現すらも偽りであるといふのか、私はお尋ねしたいのです。

り、日本國憲法は、國民に主權があるというところを宣言して、そのあとに國民が確定したのだというところをはつきり書いてある。ところがあなたのは、今少し弱まった表現ではございまして、けれども、この憲法調査会法案の提案理由の説明などははつきりしたもので、真に國民の自由意思によるものにあらざることは否定しがたき事実であります。こういうふうなことを言っておる。もしこれが事実であるとすれば、われわれのこの憲法は、前文の冒頭から虚偽の規定をしておるのか、私はこゝにいわざるを得ない。そういう偽りの文章によつて始まった憲法を、しからばなせわれわれは守らなくちゃならないのか、順守し擁護しなければならぬ義務を負うのか、それこそ矛盾じやございませんか。憲法の前文に明らかに規定してあるところの、主權が國民にあることを宣言し、そうしてここにわれわれの手で確定するといふこの表現すらも偽りであるといふのか、私はお尋ねしたいのです。

○吉野國務大臣 前文にあることが偽りであることも何とも私は考えておりません。また憲法制定の手続も何も間違つたことではないのです。ただ憲法を制定した當時の事情が、何といふますか重苦しい、とにかく占領下という心理の圧迫を受けておつた時代におつたのだ、こういうことだけを申し上げておきます。

よつて作られたものであるといふふうな新大臣はお考へになつておるのかどうか、そこを正確に明確にお答え願ひたい。

○吉野國務大臣 憲法制定の手続については、私は何も間違つたことではないと思ひます。ただそのときの空氣といふますか事情が、占領下であるといふところに一種の重苦しい空氣があつた、こういうことを申し上げております。

けではない、占領軍の立場からいへば義務を履行したにすぎない、これに抵抗したのが、先ほど申し上げたやうに、當時の反動勢力であり支配階級であつたと私は言つてゐる。この人たちは、ポツダム宣言は承認したものの、何とかこれを履行せずに済むことなら、憲法も、明治憲法をそのまゝにしておいて、運営をうまくやりさえすれば、ポツダム宣言を履行することは可能でございまして。こういう考え方を表現しておる。だからなるべく憲法を改正しなくて済むならばしたくない、當時の天皇主權の原理というものをそのまま残したい、こういう考えを強く出してゐた。だからこれがたまたまたまたまたかれたから、こゝういふ考えを持つておる人たちに、占領軍が占領軍の權力をたてて押しつけたのだといふふうな考へるかもしれないけれども、少くとも日本を民主的に再建しようとしておる人たちは、明治憲法をそのまゝにしておいて、絶対に日本の民主的再建はあり得ない、憲法を改正しなくちゃならないといふふうな考へておつた人たちに、これは決して押しつけたのではなく、こゝういふふうな私たちとしては見ておるわけなんです。そこで憲法の前文にも、先ほどから申し上げてゐるやうに「ここに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と明確にいつてゐる。手続は完全だ、こゝういふことをおつしやつておられますけれども、手続というものを経たからといって、天皇主權が國民主權に變つておるといふことは單なる改正じやない。いわゆる權力が移動しておるといふことは、これ

○石橋(政)委員 占領下であるということとを盛んにおっしゃいますけれども、占領軍の權威というものは一体どこに発しておるのか。これは御承知の通り、日本がポツダム宣言を受諾して、いわゆる降伏をしたといふところにさかのぼらなくちゃならない。ポツダム宣言といふものを受諾するとき、しからばどういふ條件が附されておつたか。御承知の通り八月の十日に日本政府がポツダム宣言を受け入れるといふ申し入れをした。これに對して、たしか十一日だつたと思ひますが、四カ國を代表してアメリカが回答書を寄せております。その回答書は二つの骨からなり立つておると思ふのであります。第一にこのやうなことが書いてある。「日本國ノ最終的ノ政治形態ハ「ポツダム」宣言ニ遵ヒ日本國國民ノ自由ニ表明スル意思ニ依リ決定セラルベキモノトス」のやうに書いてあります。そうしますと、占領軍はやはりこの條件というものを守らなくちゃならない、このワクの中で占領行政というものを推し進めたと思ふ。憲法を改正するといふことも、このワクに従ふといふことを意味したものと私たちが考へる。だから決してこれは押しつ

は一種の革命なんです。こゝういふ大切なことをお見のがしになつてはならないと思ふ。明治憲法のもとでは、われわれ國民は主權を持つておりませんでゐた。現にわれわれは持つておるではない。現にわれわれがこれを奮はないといふことがありませんか。國民は歡喜してこの新憲法を迎えた。いまだにこの憲法發布の日を國民の祝日として祝つておるじやありませんか。こゝでがたがた言つてゐる人がおりますけれども、この人たちは、國會議員も現行憲法の産物なんです。それがこゝにこゝに言ひ出しているのは、憲法の前文に、國民がこの憲法を確定したと言つてゐるのは事実かどうか、これは間違ひないか、偽りかどうかといふことを一つ伺ひたい。

もう一つは、もしこれが偽りだといふならば、占領軍はこのポツダム宣言に違反しておるといふふうにあな方はお考へになつておるのか、この二つについてまず伺ひたいと思ひます。

○吉野國務大臣 憲法に書いてある通りでありまして、その点は間違ひじやないといふことは、先ほど申し上げたやうに、手続については何ら違法のことではないのであります。

○石橋(政)委員 それでは「真に國民の自由意思によるものにあらざる」といふ憲法調査会法案提案理由の説明は一体どういふことになるのですか。この方がうそだとあなたは明確にお考へになつておられますか。

○吉野國務大臣 適法な手続でやつたことはその通りであります。ただそ

の憲法を制定したその当時の事情が占領下であつて、一種の心理的の圧迫を受けておつた、そういう状態にあつたのでありますから、という意味に私は解釈いたしております。

○石橋(政)委員 その点は私も思つては理論的に非常におかしいと思つたのですが、それだけやっておりますと、これは水かけ論になるおそれもありますので、私はさらにお尋ねを進めたいと思つたのですが、あなたの方のそういう考え方、そういう言動というものは、私は天皇も著しく傷つける、このように思つております。なぜかといひますと、御承知のように、この憲法制定に当りまして前後四回にわたつて勅語とか上諭とかいふものが出されております。一部をここで御披露いたします……。

「今ごろ朕もおもうに読んで読むなよ。」と呼ぶ者あり。読みますからよく聞いて下さい。昭和二十一年の三月六日憲法改正草案要綱というものが発表されたときに、勅語を内閣に賜はれております。今読むなという声もありましたけれども、よく言つて聞かせますから聞いて下さい。朕、曩にポツダム宣言を受諾せるに伴い、日本國政治の最終の形態は日本國民の自由に表示したる意思に依り決定せらるべきものなるに願ふ。云々と書いてあります。昭和二十一年六月二十日、今度憲法改正草案が衆議院の議に付せられたときにも勅書が賜はれておる。これには「國民の自由に表示した意思による憲法の全面的改正を意圖し、ここに憲法第七十三條によつて帝國憲法の改正案を帝國議會の議に付する」このようにおっしゃつてゐる。それから十一月三日の上諭には同様「朕は、日本國

民の總意に基いて、新日本建設の礎が定まるに至つたことを、深くよろこび、それから同じ憲法公布記念式典、これは貴族院でやつたのであります。が、そのときに賜はつた勅語にも「自由に表示された國民の總意によつて確定されたのである。」というふうに明記されてゐる。そうしますとあなたの方の論をもつてなすならば、天皇が現行憲法は國民の自由に表示した意思によつて作られたのだとおっしゃつてゐるのもうそだ、これも占領軍のいわゆる圧力によつて國民に対して偽りの勅語を出したのだ、こういうふうにあなた方はお考えになつておるものかどうか。

そういうことになりましますと戦前、戦時であつては軍閥、官僚にあやつられ、戦後であつてはみずからの地位の安泰をはからんがために占領軍の圧力に屈してゐる、こういうふうな誹謗を天皇に向けて放つたのと何ら変りない、しかも今後は、鳩山総理にいたしましても天皇の地位を強化しないことはあり得ない、こういうふうなことを言つておられます。再び何者が天皇の隠れみののものにかつてのこういつた支配階級と同じようなことをやろうとしておる、そういう声がああいうやうにもなつて現れておるのではありません。少くともあなたはそういう表現を用いて天皇を傷つけてはならないと私は思ふ。そこでこの天皇の勅語と上諭とか勅書とかいふふうなもの、やはり同様の圧力がかつたものである、眞実を述べたものではないというふうにお考えになつておるものかどうか、お伺いしたい。

○吉野國務大臣 たびたび申し上げました通り、憲法を制定しました当時の

手続等のことについては、私は何も違法はないということをお繰返して申し上げたのであります。ただその当時の情勢が占領下ということ、これは何といつても心理的に圧迫を受けておるということだけはどうも否定ができませんのであります。その意味におきまして憲法問題というものを全般にわたつて検討を加えるということは、私は何ら矛盾はないというふうに考えております。

○石橋(政)委員 そういうことを言われるのは非常におかしいと思ふ。今度の憲法調査会法案の提案理由の説明に當つてどういふことを述べておられるかといふと……。

【発言する者多し】
○山本委員長 お静かに願ひます。
○石橋(政)委員 「この際新たる國民的立場に立つて現行日本國憲法に全面的檢討を加へますことは、わが國獨立の完成のためにも、はたまた再建日本將來の繁榮と國民福祉の向上のためにも、きわめて緊要なことであり、このように述べてゐる。結局獨立を完成するために現行憲法を改正しなくてはならないのだ、そういう考え方の上に立つてゐるわけなのです。そうするとあなたが今おっしゃつてゐることはここに於いてまた矛盾します。日本はまだ完全に獨立してゐない、だから憲法を改正して獨立を完成しよう、こうおっしゃつてゐる。そうじゃございせんか。今の日本は完全に獨立してゐるとあなたはおっしゃいますか。私が同じような質問を提案者の山崎さんにいたしましたら、山崎さんも日本は完全に獨立しておらないとおっしゃる。

あなたはどうか、その点をお尋ねいたしましょう。
○吉野國務大臣 おっしゃる意味が法律的に完全に獨立かとおっしゃる意味であれば、私はその通りと考えております。

○石橋(政)委員 それでは私の質問に對して提案者の山崎さんがお答へになつてゐるのをちよつと読んでみましよう。「安全保障條約並びに日米行政協定によりまして、アメリカとの間に協定を結んでアメリカの力によつて防衛の一端をになつてもらう、あるいはまた経済的にはいろいろの援助を受ける」といふ意味におきましては、日本は完全な獨立という点におきましては、欠ける点があるかと思ふのであります。こういうふうにおっしゃつてゐる。法律的云々だけじゃない、政治的にも経済的にも日本は完全な獨立状態にないといふことを、山崎さんは率直にお認めになつておる。あなたもこの点についてはお認めになりますか。

○吉野國務大臣 今御指摘になりました山崎さんの御発言は、つまり事実上今日の日本の財力から見て完全な國防もできませんし、また財政經濟の上においてもアメリカから援助を受けてゐる、そういう意味におきまして事実上いわゆる完全には一本立ちになつておらぬ、こういうことでございませう。しかしそのことは何も圧迫を受けたのじゃなくて、こちらの自由意思によつてやつたのですから、法律的にいへばこれは完全な獨立でございませう。
○石橋(政)委員 まことに奇怪なことを承ります。しからば今の講和條約なるもの安全保障條約なるものは完全な獨立をしてからできたものですか。

これは憲法を作つたときと同じように、占領狀態下において作られたものじゃありませんか。もし現行憲法を占領軍のワタの中であつたからと言われるならば、これまた同様に日本が自主的な判斷を下すことができない、完全なる自主性を確保しない以前において作られたものなのです。その点の矛盾を私はお伺ひいたします。

○吉野國務大臣 今の点は、安保條約にしても何にしても、憲法と同時に効力は發生したものだと思ひます。ただそれは、しかしながら條約といふものもこちらが自由意思によつて締結したのですから、私は別に獨立といふものには……。「憲法と同時にじゃないよ」と呼び、その他発言する者あり。今ちよつと私は間違ひしましたが、安保條約は——憲法は前に御指摘の通りできておりました。

○石橋(政)委員 しどろもどろで、私もよく聞きとれなかつたのでございませうが、憲法は占領軍の占領下の狀態の中で作られたのだ、だから完全な國民の自由意思の表明はなされておらないと思ふとおっしゃる。ところが講和條約の方は、占領中に作られたものであつても、これは完全な自主性を持つておるという理屈が一体どこから出てくるのだ、私はこう聞いてゐるわけなんです。
○吉野國務大臣 講和條約はわが國の獨立を達成するためにできてきたのだ、こういうふうにお考えなす。
○石橋(政)委員 憲法も講和條約も同じ条件下にできてゐるのですよ。そうして日本を民主的な方向に再建させようといふ目的も私は同じだと思ふ。同じ条件下で、同じ目的でなされ

ておる、いわゆる憲法と条約という二つのものの効力が、全然相反しておるという事は、どうしても納得がいかない。皆さん方に了解のいくように一つ明確な御答弁が願いたい。

○吉野国務大臣 私どもは憲法を廃止するというのがない。憲法はそのまゝあるのですが、ただそれに検討を加えよう、こういうのです。

○石橋(政)委員 検討を加えて改正することは、これは必然なわけですが。その点を私は伺いしておるわけじゃない。現行憲法が占領下に作られた、だから何らかの有形、無形の圧力というものがあつた、こういうふうにおっしゃるわけでしょう。講和条約も同様の条件下に作られておると申し上げておるわけですね。占領下において作られておる。その講和条約というものが、自由な意思の表明のもとになされたという理屈が、一体どこから出てくるか。少くとも形式的な法律上の独立を与えてやるからという名目のものと、この方がよほど拘束を受けていますよ。それを講和条約の方は自由な意思が表明されているが、現行憲法の方は国民の自由な意思が表明されていないという理屈が、一体どこにあるか、明確に一つお答え願いたい。

○吉野国務大臣 講和条約の方は、これは独立を完成するために不可欠のものであります。それから、講和条約の方はそのときに受け入れざるを得ない、こういうふうな考へております。

○石橋(政)委員 どうも明確なお答えが得られない。少くとも日本は完全な独立の状態にないという事は、すべってお認めになつておる。提案理由の中でも述べておるし、私の質問に対する

提案者の答弁の中でも述べておる。そうしますと、今のような状態のまま新に検討を加えようといったつて、現行憲法の改正をなした当時と、それはウェートに多少の違いはございまいしょう。しかしながら大きなアメリカの支配力、影響力を受けておるといふ点においては、これは私は避けられないものを持つていっている。少くともそういうことになりまして、その影響を受けてはおるけれども、より少く受けるような努力というものがなされるならば、まだ納得がいきます。確かに日本は完全な独立状態にない、アメリカは日本に対して影響力がある、支配力もある。これは幾らかでも薄らぐように持つていこうという努力をあなた方がなさつていければ、まだ寛容すべき点はあるわけなんです。しかしあなたたちのそういう努力が結果的に現われてきておらない、どういふ点で現われてきておらないかといふと、一番影響力を受ける内閣に憲法調査会を作ろう、これが私の指摘するところなんです。少くとも完全な独立状態にないのだから、アメリカの支配力の一番及ばないところ、そうしてしかも国民の意思が最も自由に表明されるところに憲法調査会を作ろうという努力を皆さん方がなさつておるならば、それならば私もこれを認めます。それはもうウェートが違ふのだという点で認めますけれども、そういう努力をなさらないで、内閣に憲法調査会を作ろうとすると、ここに、私は問題があると申し上げておるわけなんです。アメリカのサゼスチョンを受けた、影響力を受けたというところを取り上げて改正の検討をやるというならば、今度はその一番あな

たたちが指摘しておるところの、一番薄い方向で検討を加えようという努力をなぜなさらないのですか。国会に作るよりも内閣に作った方が影響力は少いともあなたたちはおっしゃるのですか。そういう理屈は何人が聞いてもこれは納得いたしませんよ。内閣よりも国会の方がまだアメリカの支配力、影響力は少くて済む。そうするとアメリカに押しつけられたのだ、自主性がないときの状態のもとに作られたのだという、それも単なる口実だ。そういうふうにつつまれても、今の態度から推して逃げ口上の余地がないじゃないですか。一体アメリカの支配力、影響力が国会よりも内閣の方に薄いという根拠でもあるのかどうか、私はお尋ねいたします。

○吉野国務大臣 別に内閣がそのアメリカの支配力が強いということとは私は考へておりません。

○飛鳥田委員 関連。アメリカの関係から独立して、そうして憲法を自主的に作る、こういうことを前会、鳩山総理大臣も私に答弁をせられておりました。しかし今石橋委員から御質問があらまされたように、現在の段階をつぶさに考へていくならば、アメリカの影響なしに憲法改正などというものはできないのじゃないか、こういうふうには私は思ふのですが、この点もう一べん、石橋委員の質問と答へるかもしれないが、お答えを願いたいと思ひます。

○吉野国務大臣 私はそうは考へておりません。

○飛鳥田委員 ところがあなたの方の親分である鳩山一郎さんは、この関係を明確に答へておられるのであります。

鳩山さんが自由憲法調査会の第一回総会においてお述べになつておるところを読んでみますと、「また特にアメリカとの関係におきまして、どうも憲法を改正することが非常に必要だと考へるのであります。やはり日米の関係は出来るだけ緊密な友好関係に持つて行きたいのであります。その友好関係は今下り坂になつてゐる、冷却の方に向つてゐる、それをさうでなく、元の様にしてくるために早い解決が必要なきがたいのであります。これが憲法改正の迅速を欲する第三の理由であります。」まるで去つていくだんなの愛情を求めるためにまゆ墨を濃く引くような態度であります。少くとも自民党の総理大臣が、アメリカとの関係において特に憲法改正をする必要がある、今や日米の関係は下り坂になつてゐるのだから、その愛情を取り戻すために迅速にやらなければならぬ、こう言つてゐるのであります。これが何でアメリカと無関係にやるのだ、こういうことになるのであります。私はあなた方がこの国会で述べられたのと同様に、はつきりとパンフレットにして私たちにまで配つて下さつたこの文書を信じないわけにいかないのではありません。すなわち今回の憲法改正というものは、アメリカさんの御趣旨に沿うために行うのだということと歴然と述べてゐるのです。まさかこのパンフレットを否認はなさるまい。そうだとすれば、あなたがさつきから石橋君の質問に答へて、憲法改正は自立的にやるのだ、こういうお話であります。少くとも首尾一貫してゐない占領時代であるから心理的に圧迫をされておつたというのならば、形式的な、あなたの方の

おつしやる法律上の独立の段階に至つた今の段階において、このようにこびを売るといふのは一体どういう意味でしょう。か。こういうこびを売つてゐる文章を堂々と私たちにまで配つていたでいて、こでまたぬけぬけとうそを言う。こういうことがほんとうなんですか。これで日本の政治はいひ方へ行くでしょうか。こういううそとつぽをつかまれない答弁だけで、政治というものはいい方向に行くでしょうか。民族の独立というものはほんとうに達成できるでしょうか。この点伺いたいと思ひます。あなたのほんとうのお心持を伺いたいと思ひます。

○吉野国務大臣 ただいまお示しになりました鳩山総理の演説ですが、どういふときにどういふ意味でおつしやつたのか私はよく存じません。しかし今度の憲法調査会というものに対する私どもの考へは、決してアメリカのためこびを売るとか何とかいふことは考へておりません。

○飛鳥田委員 これは鳩山さんのことですからあなたに伺つたつて仕方がありませんが、しかしおよそ政治家というものは、いつどこでもその言行の一致していなければならぬことは、あなたも御同感だろと思ひます。ところが、一方においてこのような演説を堂々と吐き、他方においてこの国会の中でそれと真反対なことを鳩山さん及びその関係のあなた方がおつしやる。こんなことで世の中は通ひません。どういふ意味でおつしやつたか知りませんがとおつしやいましたが、今私が読み上げたのを聞きなさい。ただでその意味は明白なはず。どんなにだれが答弁しようと、ごまかそう

おつしやる法律上の独立の段階に至つた今の段階において、このようにこびを売るといふのは一体どういう意味でしょう。か。こういうこびを売つてゐる文章を堂々と私たちにまで配つていたでいて、こでまたぬけぬけとうそを言う。こういうことがほんとうなんですか。これで日本の政治はいひ方へ行くでしょうか。こういううそとつぽをつかまれない答弁だけで、政治というものはいい方向に行くでしょうか。民族の独立というものはほんとうに達成できるでしょうか。この点伺いたいと思ひます。あなたのほんとうのお心持を伺いたいと思ひます。

と、この文章の意味は取り違えるはずはありせん。もう一ぺん読んでお聞かせしませう。『また特にアメリカとの関係におきまして、どうも憲法を改正することが非常に必要だと考えるのであります。』日米の「友好関係は今下り坂になっている、冷却の方に向っている、それをそうでなく、元の様にしているためにも早い解決が必要な気がいたすのであります、これが憲法改正の迅速を欲する第三の理由であります。』これを取り違える人は、日本語のわかる人ならば、ないはずで。去つていく愛情を取り戻すようなこの媚態、これをもってなおかつ憲法を自主的に改訂するのだということをあなたはおっしゃれるのでしょうか。少くとも鳩山さんはこの内閣の首班であります。その首班がどういふふうに通達とお述べになっている。その首班のもとで閣僚大臣をなすつていらつしやるあなたごとのように答弁せられようと、この文句を否定はできないでしょう。また鳩山さんがこの「憲法と外交」というパンフレットを私たち議員に全部下すつたということも、私はこう考えております。これは私の信念です、こういうことを私たちにお示しになったものだと思つてあります。これもまた政治家の行動として、一種の公約であります。この公約をあなたほうそだとおっしゃるのかどうか、もう一ぺん伺いたいと思つます。

府の見解としては、アメリカにこびるという意味で憲法を再検討するということとは考へてない、こういうことではあります。

○飛鳥田委員 どういうところでしょうか、もう一ぺん読み上げませう。昭和二十九年三月十二日、首相官邸において、自由憲法調査会第一回総会、午後一時より一時三十分まで、ここで鳩山一郎さんは「会長のお話によりまして簡単にご挨拶を申し上げます。」と前置きをせられて述べておられるのであります。いやくも一党の憲法調査会の中で責任を持ってお述べになり、しかもそれを党内に私するのほつたたいないとお考へになつて、社会党の僕らにまで下すつたのですよ。これでどこでどういう意味でどういふ含意を持つてお話しになつたかは御了解をいたしたけたと思つます。かかる立場において明確にこう言われている鳩山さんの説を、あなたほうそだとかはんとどうとか申し上げられませんか、というような逃げ言葉では済まないはずであります。あなたの総理です。何ならここで十分か十五分休憩してもけつこうです。お聞き合せにいらしてもけつこうです。

憲法調査会が自主的であるというあなた方のお申し出が、このように鳩山さんみずからの言葉によつて裏切られてゐるという事実を、もう一度あなたから御説明いただきたい。私たちは前からこの憲法改正論こそアメリカからの御要押しつけであり、アメリカからの御要求であるということをしばしば伺つてゐるのであります。それをそうでないとは言わせません。この文句を読ん

ただければわかるはずであります。どうぞもう一度。

○吉野國務大臣 何度申し上げても同じことなんです、そのことがうそだとかはんとどうとかいうことを申し上げてゐるのではないので、ただ総理のこの憲法調査会に対するお考へは、この委員会におきましてまたたびたび表明せられてゐるところだと私は考へてお

○飛鳥田委員 それでは前とあとでまた総理は見解を変えたという意味ですか。もつとも総理は見解を変えるのが非常にお得意です。在野時代には、自衛隊は違憲だと明確におっしゃつておつて、一たび政権の座につかれますと、自衛隊法が国会を多数で通つたからこれは憲法違反でないとお考へを変えた、こういうふうにおつしやるのであります。君子豹変すといひますが、まさに鳩山さんは君子であります。この場合でもまた憲法に対して意見を述べたとおつしやるのでしょうか。ちよつと横道にそれますが、この間私サンデー毎日の三月十八日号を拝見いたしましたところ、鳩山さんの談話として、どうも政権をとつてみると気持ち悪いところをつかなければならぬのは残念だ、こう述べておられるのを見て御同情申し上げたのですが、今回もまたそれをやつていらつしやるのでしょうか。それをもう一度伺わさせていただきますかと思つます。

○吉野國務大臣 どうも総理がうそを言つとか言わないとか、あるいは変節したかどうかということをお申し上げすることは僭越だと思ひますから差し控えます。

○飛鳥田委員 それではこの問題ももう水かけ論ですから、あなたにお願いをいたします。この委員会が終りましたあとで総理にお確かめをいたしたいので、ここに述べたことがほんとうかうそかということだけを、ほんとうに述べられたのかどうかということをお、私に文書でけつこうですから答弁をしていただくかと思ひます。関連質問ですからどうぞ一つ。

○石橋(政)委員 先ほど現行憲法が占領状態のワタの中で行われたので、国民の自由意思というものが自由に表明されてない、こういうふうにおつしやつておる。ところが現在も、程度の差はあつても、やはりアメリカの影響、支配力というものを大きく受けておるんじゃないか。しかもその受けておる度合いというものは、国会よりも内閣の方が大きいんじゃないか。その内閣に憲法調査会を作るなどということ

○飛鳥田委員 先ほど現行憲法が占領状態のワタの中で行われたので、国民の自由意思というものが自由に表明されてない、こういうふうにおつしやつておる。ところが現在も、程度の差はあつても、やはりアメリカの影響、支配力というものを大きく受けておるんじゃないか。しかもその受けておる度合いというものは、国会よりも内閣の方が大きいんじゃないか。その内閣に憲法調査会を作るなどということ

○吉野國務大臣 別これにはアメリカには無関係なこととごさいますから、アメリカがどういふふうな希望を持っておるかどうかということとは、私にはわかりません。

○石橋(政)委員 あなたはほかおかりをして、アメリカとは無関係だといふようなことをおつしやるうとしておる。しからば私は明確にお答へを願ひましよう。昨年の八月、副総理の重光さんが、何の用でか、このことアメリカに出かけて参りました。そうしてダレスさんと会談を重ね、九月一日にいわゆる日米共同声明というものが発表されております。この共同声明の内容の一部分をここに御披露申し上げます。『日本が得る限りすみやかに自国の防衛のための第一次的責任を引き受け、国際的平和と西太平洋における安全保障の維持に寄与し得るとき条件を確立するため、協力基礎に立つて得る限り努力すべきことが同意された。さらに右のような諸条件が実現された場合には、現在の安全保障条約をより相互性の強い条約に変え

意された。このように明文に示されて

おります。あなたは、今私が申し上げた、この相互に同意された点が現行憲法のもとで可能だというようにお考えになっておりますかどうか、お伺いいたします。

○吉野国務大臣 この点については、重光外務大臣からたびたび申し上げておることだと思ひます。私は一向差しつかえない、こう考えております。

○石橋(政)委員 これは異なることを承る。重光さんが一生懸命努力を承めておられるのは、今私が申し上げた前後の項なんです。いいですか、「日本が得る限りすみやかに自国の防衛のための第一次の責任を引き受け、国際的平和と西太平洋における安全保障の維持に寄与し得るとき条件を確立するため、協力基礎に立つて得る限り努力すべきことが同意された。」この点は、当然海外派兵を伴うじゃないかという大きな疑問に答えて、苦しい弁明に努めておつたのです。日本が国内の防衛の第一次責任を負うことが即西太平洋地区の安全に寄与することになるんだと一生懸命弁明しておつた。これは詭弁ではありませんけれども、一応言いのがれとしてあるいは通る場所もあるかもしれない。しかし後段の方の、右のような条件が実現された場合には現在の安全保障条約より相互性の強い条約に変えることが適当である——これが現行憲法でできますか。重大な問題ですから、もう一度答弁を願ひます。

○吉野国務大臣 そのお言葉の相互性ということですが、相互性ということとは、何も必ずしも日本がアメリカ側の意を遂げて援助するというふうに限った解決じゃないと私は思ひます。

○石橋(政)委員 現在の安全保障条約は御承知と思ひますけれども、念のためお読み聞かせいたしましょう。前文並びに安全保障条約の第一条において明確にうたわれていることは、日本政府の明示の要請に応じて米軍が援助する。米軍は援助するばかり、日本は援助を受けるばかりの安全保障条約なんです。これを相互性の強い条約に変えるということは、日本が援助を受けるばかりじゃないに、日本もアメリカを援助をするということではなくちや、相互性の強い条約ということではないか、いんじゃないですか。少くとも現在の安全保障条約を、そういう相互性の強いものに変えようということが重光さんから言われておられることは、談話の内容として当時発表されておる。(当然だと呼ぶ者あり)これは自民党の諸君の考え方からいけば当然でしょう。しかしそれが現行憲法でできますか。私はそれを答へ願つておるわけです。

○吉野国務大臣 今の重光さんのお話の、第一次的に完全に日本が防衛力というものを立てたというときには、今の安保条約というふうなもの条件も内容は私は変つてくるだろうと思ひます。そういう意味でより強力と申しますか、相互というふうなことが使われたものだ、こういうふうにお考へております。

○石橋(政)委員 そうすると、今の安全保障条約は、日本が単に援助を受けるといふ度合いが強いんだ、これを相互性の強いものに変えるという場合には、一体具体的にどういふものに変えるということになるんですか。私は少くともアメリカから援助を受けるだけ

じゃなしに、アメリカに危急の事態が発生すれば日本も援助する、これが相互性だと思ふのですが、そうじゃない相互性というのはい体どういふことなのか、一つとくとお教へ願ひます。

○吉野国務大臣 そこまで申すと、これは私よりも外務大臣がどういふことであるかということをおし上げるのが適当だと思ひます。しかし今お話のように、そのことが必ずしもアメリカ側を援助するんだ、こういう意味には私は考へておりません。

○石橋(政)委員 あなたも鳩山内閣の閣僚なんです。しかし今度憲法を担当されて、憲法というものを常に頭に置いて物事を判断しなくちやならない立場にある。そういう重大な地位におられる大臣だから、私は先ほどからお申しておるやうに、相互性の強い条約に変えるというところは、これは保守党の諸君の立場からいへば当然かもしれない。しかし少くとも相互性の強い条約に変えるためには、現行憲法そのまゝにしておいてできるはずがないと考へる。あなたはそれができるとおっしゃつたのだから、できる根拠をお示し願ひたい。どういふふうなすればできるのか、どういふ範囲でやるならば、相互性の強いものであつて、しかも憲法に抵触しないのか。できるとおっしゃつた以上は、いまさら重光さんにどういふふうな言ひはおかしい。

○吉野国務大臣 その意味は、やはり現行憲法のワケ内においての語だ、こゝういふふうには私は考へております。

○石橋(政)委員 現行憲法のワケ内では相互性の強いものというのはい体どういふことなですか。できっこないと

思ふから私にはわからない。そのところを明確にお教へ願ひたい。

○吉野国務大臣 私の言ひ得ることは、とにかく防衛というものの力が自立すれば、現在の安保条約の内容も変わるだろう、こゝういふことだけは申し上げることはできますけれども、ただ具体的にどういふふうにするかというやうなことは将来の問題でございまして、私としては何とも申し上げかねます。

○石橋(政)委員 現在の安全保障条約並びに行政協定というものは、現行憲法の範囲内であり得る最大の共同措置その他のものを規定していると私は思ふのです。行政協定の二十四条でも「日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府は、日本区域の防衛のために必要な共同措置を執り」となつてゐる。少くとも現行憲法のもとにおいてできる日本区域域内における共同防衛の措置というものは、今すでにとれるやうになつておるのです。これを改めようというからには、日本区域域外にも日本が出て行つてアメリカの援助をするとか、そういうことでなければ改訂の意義をなさないではありませんか。少くとも現行憲法のワケの中できり得る範囲ぎりぎりの共同措置というものは今の安保条約、行政協定でもとれるわけなんです。それを改訂しようというところは、当然に現行憲法改正というものが前提にならなければならぬと私は思ふのですが、その点もう一度明確にお教へ願ひたい。

○吉野国務大臣 私はたびたび申し上げますやうに、それは考へておりません。

○石橋(政)委員 それでは現在の行政協定二十四条の「日本区域の防衛のために必要な共同措置を執り、これ以上の相互性の強いものは一体どういふことなのか一つお答えを願ひます。

○吉野国務大臣 具体的にどういふことになるかは私は申し上げかねるのでありますが、とにかく日本が防衛は自力でできるというときには、たとへば国内の治安まで外国に頼む必要はなくなるだろうと思ひます。そういう意味におきまして、現在の安保条約なり行政協定というものの内容は変わるだらうというところだけは申し上げることができるのです。

○石橋(政)委員 少くとも私の質問に対するお答えとしては私は納得いきません。重光外務大臣の考へ方を聞かなければわからないということではございませうので、しからばこの点は先ほどの飛鳥田さんの質問と同様に、重光さんなりあなたが必要と考へる方の意見を聞いて、私が納得のいくやうに答弁を願ひたいと思ひますが、その点御確約できれば質問をさらに続けます。

○吉野国務大臣 御納得がいくかどうかというところは、これはあなたの方の御解釈ですからちよつとわかりませんが、必要があれば外務大臣の所管に關することは、外務大臣が答弁することは適当だろうと考へております。

○岡田委員 関連して、吉野国務大臣はソ連との間においては、法律的に完全な独立国の關係に立つてゐるとお考へでしょうか。

○吉野国務大臣 そういふ問題はこの委員会ではどういふ問題になつたか存じませんが……。

○受田委員 そうではない、あなたにお聞きしておるのです。

○吉野國務大臣 とにかくどういふことか知りませんが、私も戦争状態はまだ終結していないことだけは申し上げることはできるわけです。

○受田委員 法律的にですか。

○吉野國務大臣 法律的にです。

○受田委員 今吉野國務大臣は、日本は法律的に完全独立国と説明せられました。御記憶でしょう。

○吉野國務大臣 その通りでございます。

○受田委員 その通りと今おっしゃっておられる。法律的に日本は完全独立国であると説明され、ただいまの法律的にソ連とは戦争状態が続いておると言われておる。この点は非常な矛盾だと思ひますが、いかがですか。

○吉野國務大臣 私は別に矛盾しておるとは考えておりません。

○受田委員 国際法的にはどうですか。

○吉野國務大臣 私は別に国際法的には矛盾しているとは考えておりません。

○受田委員 吉野國務大臣は、日本が法律的に完全独立国だといふ前提のもとに先ほどから見解を述べておられるようでありますが、日本と国際法的に戦争状態が続いた国もあるといふことになるならば、国際的に完全独立国と容認される道がないと考えるのです。

従つて特に日本が憲法を改正しなければならぬという理由は、完全独立国になつて後に発生するものであつて、国連にも現在加盟していない現状であり、ソ連との間に完全独立国にされておいてないという国際的立場に立っている

現状において、憲法を改正するといふことが妥協であるかどうかをお伺いしたいのであります。

○吉野國務大臣 私は完全独立をしておるといふことと、どこかの国と戦争状態があるといふことは全然関係のないことであつて、私は別に矛盾を感じておりません。

○受田委員 あなたはどこかの国と戦争状態が続いている、しかしそれは完全独立とは何ら支障がないものであつて、この点においては国際的に何ら拘束を受けないと国際法上の立場から言明できますか。

○吉野國務大臣 その通りでございます。

○受田委員 あなたのそういう御見解を強行されるならば、それに関連して、日本は国連にまだ加入していない、国際連合に加入するためには、日本の現状の兵力をもつてしてこれが可能であると考えられますか。

○吉野國務大臣 私は別に国連に加入するにつれて、兵力がどれくらいいなければならぬといふことは必要はないと思ひます。

○受田委員 国連に現状で加入できるとするならば、何であつて憲法改正を意図する必要がありますか。この点は、兵力を増強するといふ政府の意図がないといふこと、戦争状態が続いているといふ批判、疑義が残されている現状において、急いで憲法改正をしなければならぬという意図を私たちは了承し得ないのであります。

拙速をとうとぶよりはゆつくり検討を加えて、あなたの方の御意図のあるところを将来において実現される方が、政治家として

とるべき道ではないかと思ひますが、御見解はいかがでありますか。

○吉野國務大臣 お話の通り拙速でやるといふ気は少しもございません。慎重に十分時をかけてやりたいといふのが政府の考えでございます。

○受田委員 今政府は憲法改正の世論調査をしておられるようであるが、この世論調査は、総理府で先般調査をされた結果では、根本長官の御発言によるならば、賛否は三〇%ずつであつて合計しても五〇%だ。国民の四〇%以上は何ら関心を持っていない。結局憲法改正に賛意を表している者は二〇%であるといふ現状だ。それで私は憲法改正を意図する調査会法案のごときを考え、あるいは憲法改正の意図を国民の前に訴えようとする政府の方について御見解を伺いたいののであります。

○吉野國務大臣 今のお話は憲法を改正する場合のお話であらうと思ひます。この調査会の方は、まだするかしらないか、とにかく今の憲法の全般におつたつて再検討を加えよう、こういうこととでございますから……。

○受田委員 政府は憲法改正をするという方針を持つておられないのであります。

○吉野國務大臣 それは改正をしたいのです。しかしそれをやるにつれて慎重を期するために調査会を設けて、改正する必要があるか、改正する必要があるとすればどういふ点を改正すべきものであるかといふことを十分調査した上で適當な措置をとるといふことであります。

○受田委員 あなたは憲法改正の方針を持つておられる、従つてその方針のもと

に今回の法案を出されたといふ御見解である、この問題については憲法改正の意図を表明する政府の方針そのものが世論を無視したあり方であると私は断定せざるを得ない。政府自身の内部において調査された世論調査の結果は、二十数パーセントしか憲法改正の意図を持っていない。あとの七十数パーセントは関心を持たないかあるいは反対の意思がある、こういう段階で世論を尊重する民主主義の政治の上において憲法改正の方針を打ち出すことは、妥協かどうかを伺つておるのであります。

○吉野國務大臣 私は差しつかえない、こう考えております。

○受田委員 私は最初の質問に歸ります。それで結論にいたしますが、世論的にまだ憲法改正の意図が熟していない。国際的に日本は戦争状態の続いている国がある。国連に加入をしていない。こういう諸般の情勢の中で戦後十年つちかわれた現在の憲法に対してこれを基本的に改正しようといふ政府の方針は時期尚早であり、民主主義の本質を誤るものであると私は考えるが、御見解を伺いたい。

○吉野國務大臣 私はそう考えておりません。

○石橋(政)委員 先ほども申し上げましたように、日本が完全な独立状態にないといふことはもう明らかな事実であります。そうしますとこの不完全独立の状態下において、独立完成のために憲法を改正あるいは検討を加える必要ありといふならば、最もアメリカの影響力の少い部分に憲法調査会を作る努力が私はなされなくちゃならないと思ふ。そのためには内閣に置くよりも

国会に置いた方が妥協ではないかと私たちは考えておるわけです。もう一つは法律的に解釈しましても国会に置くことが一番妥協である。しいて内閣に置くといふことは疑問の余地を残しておるといふこと、これはあなたも御承知の通りであります。御承知の通り憲法改正の発議権は国会にのみ存しておる。この点についてはすべての人の見解が一致しておるわけでありまして、しかしその発議を促すところの提案権は内閣にもあるといふことを主張されるのはあなたたちの立場でありますけれども、この点については疑義が残つておる。しからばそういう疑義のある方法をとらないで、完全に意見の一致しておる方法をとることこそ現在最も望ましいのではなかつたかといふのが私たちの考え方でありまして、一つにはアメリカの影響力、支配力を排するあるいは少くとも薄くするといふ努力はなされておらない。それから發議権、提案権に伴う疑義を残さないようにするといふ努力もとられておらない、こういう点について非常に不満に思つておりますが、なぜそういう努力をなさらないのか、あなたはそれでもいいとお考えになるのか、この点についてそれではお答え願ひます。

○吉野國務大臣 發案権については學者の間にも二つの説があるといふことは私も承知しておりますが、政府は差しつかえないといふ見解をとつておる、その政府の見解については何ら疑義をさしはさまない、政府としてはそれでよろしい、こういう考えをとつております。

○山本委員長 石橋君に御注意いたします。すでに吉野國務大臣に対する質

問時間は一時間以上になつております。本質問は法案に対する直接の質問ではありませんので、大体午前中で終了する予定でありますから、なるべく約束通りに終了するよう結論をお急ぎ願います。

○石橋(政)委員 承知しました。ただいま内閣においては疑義がない、全くもって一方面的な見解を答弁されておりますけれども、私が言つておるのは、内閣がそういう主張をしているのはわかつておるので、疑義が残つておるじやありませんか。だからこそ少くとも國の基本法たる憲法を改正しようという、検討を加えようという、こういう重大な問題を処理する場合には、一点の疑義も残さないようになさるのが妥協しやありませんか。先ほどから申し上げておる通りに、国会に置くならば一点の疑義も起きません。それをあえて自分たちの方だけ疑義がないからといって内閣に置くという態度は私は好ましくないと申し上げておるわけです。その点について国会の方に置いた方がより望ましい状態であつたというふうにあなたはお考えになりませんか。

○吉野國務大臣 ですからそういう説もあるということは私も申し上げておるわけですが、しかしどちらが数学的の多数かどうかは存じませんけれども、政府の見解を支持する学者も相当あるわけでありまして、それで私は差しつかえない、こういうふうに申し上げたわけでありまして。

○石橋(政)委員 委員長の注意がございましたので、その点については残念ながら一応質問をとどめましょう。それで最後は一点お承わりしていただきたい点があるわけですが、それは何かといいますと、私が二月二十三日に鳩山さんにお尋ねをいたしましたときに、鳩山さんはこういうことを言つておられます。『一体われわれは日本の國を作つてゐるというのに、基本的の権利ばかりを書きまして、義務の方は少しも書かないというのには、手落ちだらうと思ひます。やはり権利も主張し、義務も持つというふうな憲法の書き方が、適当な書き方だ』。こういうことを言つておられますが、少くとも私は國民が作つた國民主権を宣言した現行憲法の精神、基本的人權というものを鳩山さんはよく理解しておらないのではないかと、疑問をすらわいてくる。御承知の通り、憲法の九十九条にも天皇あるいは摂政、国会議員、國務大臣、裁判官を含む公務員、こういう人たちは憲法を順守し、擁護する義務を負うと書いてあるけれども、國民が負うとは書いておられない。しからば國民は順守擁護の義務を負わぬか、そういう疑問を起す者はおられないわけですか。自分たちが作つた憲法を自分たちが大切に、擁護していくのは当然のことなのだ。だからこそ九十九条に國民の義務というものは除いてある。この点についてまずあなたは同様なお考えであるかどうか、承わりたいと思ひます。

○吉野國務大臣 今のお話は、國民もまたそういうことを守る義務があるということを明文に書いていたらよいかどうか、こういうお尋ねですか。

○石橋(政)委員 私は國民主権をうたつており、國民が確定した憲法の中へ、國民がこの憲法を守らなくちゃならないとか、擁護しなくちゃならないという義務をわざわざ書かなくても、あまりにも當然のことだから書いておかないというふうに解しておるが、あなたも同様な見解か、お伺ひしたい。

○吉野國務大臣 そういうお考えは正當だと私は思ひます。

○石橋(政)委員 その点でも明白になつておりますように、國民が作つたものを國民が守るのは當然なのです。それからもう一つの考え方、権利というものには、少くとも公法上の権利というものは必然的に義務というものが伴つておるといふこと、これも鳩山さんはお忘れになつておるのではないかと思ひます。御承知の通り、憲法十二条に何と書いてあるか、この憲法で國民が持つておる自由と權利というものは三つの義務が付加されておる、これは當然ですが、不測の努力によつて保持すべき義務、それから乱用してはならない義務、そしてまた公共の福祉のために利用する義務、基本的權利、自由にこゝろにいたつた義務が付加されておる。これは少くとも基本的人權、われわれの權利というものに當然に付随するものだ。私たちは考へておる。そこへもつてきて鳩山さんは、義務が足らぬ、義務が足らぬ、現行憲法は權利ばかり主張しておるが、その權利には必然的に義務の付随していることを、私は忘れておると思ひます。現行憲法には、明治憲法が規定しておつた義務のうち、兵役の義務を除けば全部うたわれております。これ以上は一切いかなる義務を必要としておるのか、私は鳩山さんにお伺ひしようと思つたが、チャンスがなかつたのです。憲法担当大臣になられたあなたは、鳩山さんのこの見解同様、もつと義務をたくさん、この憲法の中に織り込んでいく必要があるというふうにお考えになつておるのかどうか、その点をお伺ひします。

○吉野國務大臣 憲法の条章というものを守る國民の義務があるといふことは、お話の通りだらうと思ひます。ただ、それだからというて、それを今度明文化にうたう必要があるかどうかということは、これはまたそういう説を唱へる人もございましょう。そういう点なども、憲法調査会で私は検討を願つたらいののではないかと考へております。

○石橋(政)委員 鳩山さんははつきり、義務の方は少しも書かないといふのは手落ちだらうと言つておるのです。一体こういう考え方というものは、非常におかしいと思ひます。私は、あなたも憲法担当大臣として、鳩山さんと同じように、義務を少しも書かないのはおかしいと思ひますかといふことをお尋ねしているわけなのです。

○吉野國務大臣 私はそこまでは申し上げる必要はないと思ひます。ただ私が申し上げたいのは、そういう説も一方にあるわけですから、そういうことも憲法調査会でよく御検討を下さればいいと思ひます。

○石橋(政)委員 それでは憲法担当大臣になられた吉野さんは、現行憲法の義務規定というもののについて、まだ足らぬというふうな考へは持つておらないというふうにお考えになつておるのかどうか。

○吉野國務大臣 その結論を私は申し上げたのではなくて、そういうことを憲法調査会でよく御検討を願つたらよろうというのを申し上げたのであります。

○石橋(政)委員 少くともあなたは検討を加えねばならない、そういうふう

に考へておられるお一人なのです。しかも直接担当の責任を負う國務大臣なのです。そのお方が、現行憲法を検討しようというからは、不備な点があると考へての上のことだと思ひます。すると、權利ばかり書いて義務を書かないというのにはおかしいと鳩山さんは率直に言つておる。あなたはおかしいと思ひないかどうか。これくらいのことには答弁できないで、どうして憲法担当大臣が動きますか。おかしいと思ひますか、それだけでいいですか、一つ御答弁を願ひます。そうしたら私は質問をやめますから……。

○吉野國務大臣 私の申し上げたのは、現行の憲法の規定にちゃんと今書いてある以外に、特に義務といふことを書く必要があるかどうかといふことについては、書いた方がいいという意見の人もありますから、そういう問題は憲法調査会の方で御検討を願つたらよろうというのを、繰り返して申し上げておるわけでありまして。

○石橋(政)委員 吉野担当大臣は、そういう点については全くどうしたらいいかわかりませんが、そういうことなのです。鳩山さんは權利ばかり書き過ぎて義務が書いてない、こういうふうにおつしやつておる。あなたはそういう疑問すら持たない、そういうことなのです。

○吉野國務大臣 疑問を持つとか持たぬとかいうことではなしに、私は今自身個人の結論をここで持つていないというのを申し上げるのであります。

○石橋(政)委員 ここで述べることができないといふことを言うのは、私は

おかしいと思う。あなたの憲法担当大臣としての考え方を私は聞いていたわけであり、憲法担当大臣として、これくらいのことは聞いておかねばいかぬですよ。考えておかねばいかぬですよ。検討を加えようというからには、国民の権利義務といえ、憲法の基本ではないですか。これをおいて一体何がありませんか。その大切な事項について、担当大臣が義務が、一体少ない過ぎるか、もつと義務事項をうたう必要があるか、現行憲法で十分であるとお考えになるのか、検討を加える必要があるかないか、そのくらいのことをここで言えないということはおかしい。あなたの御意見を聞いておるので

すから……。

○吉野國務大臣 私の中し上げるのは、そういういろいろなことについていろいろな意見がございますから、全般にわたって憲法調査会で検討を願うたからよろうということを言うので、私個人の意見をこれはこうだ、あれはこうだということをおこしすることには、差し控えたいと思います。

○石橋(政)委員 やめようと思つたけれども、これではやめられせんよ。私はこの一点だけでやめようと思つておる。(「無理なことを言うな」と呼ぶ者あり)無理ではない。憲法の基本的な問題は国民の権利義務だ。その義務事項について、鳩山さんは、権利ばかり書いて、義務の方は少しも書かないのは手落ちだろうと思つておる。あなたは憲法担当国務大臣の資格でけつこうです。鳩山さんと同じような見解を持つておられるのか、それとも鳩山さんとはやや違ふ、義務事項を現行憲法以上にそうふやす必要がない

というふうにお考えになつておるのか、それくらいの見解を持たずに憲法大臣が勤まることは私は思わない。なぜ言えないのですか。私はそれでどうしようということではない。あなたの御意見を伺ひしておるわけなんです。

○吉野國務大臣 それです。それから、たびたび申し上げましたように、そういう一たような総理の見解もございまして、少くともこれは検討を要する問題であるということだけは申し上げられると思ひます。ただこれに対して私個人の結論というものを申し上げることは差し控えたい、こう思つております。

○石橋(政)委員 そういうことでは鳩山さんをお呼びして聞かなければならぬことになり。私は別にことさらに来てもらうとは思ひません。あなたの答弁を聞いて満足しようと思つておる。そうでなければ、鳩山さんをお呼びして前にこう言つておるがと聞き直つて聞かなければならぬ。そういう手数をわざわざしなすに、本委員会を円満裏に終るようにするために、一つ大臣にお願ひします。私は満足できません。

○吉野國務大臣 鳩山総理の見解は、速記録にある通りの見解だと思つておる。ただ私は、そういう意見もございしますから、これは検討を要する問題であるということをおし上げたわけなんです。私がそれに対して個人的な結論を今ここで申し上げかねるということをおし上げておるのであります。

○石橋(政)委員 それでは検討を要するということとは、やはり不満をお持ちになつておるというふうに了解してよろしゅうございしますか。

○吉野國務大臣 それはやはり言葉通り、顔面通りに一つ御了解願ひたいと思つておるのです。ただ検討を要する問題であるということだけ私は申し上げません。それ以上いろいろな含意をもつて申し上げておるのではない。ただ率直に検討を要する問題であるということをおし上げておるわけであり。まず、

○石橋(政)委員 少くとも先はどうか何度か申し上げておきますように、憲法の権利義務といふこの大切な問題について、憲法担当国務大臣たる吉野さんに、定見がないというふうに解するか、あるいは鳩山さんを見解を異にするというふうに解するか、さっぱり私にはわからない。わからぬままに引き下りようがないではございせんか。少くともこのところをはつきりしてもらわなければならぬ。検討を加えなければならぬとおっしゃるから、検討を加える必要があるということとは、すなわち不備な点があるというふうにお考えになつておるのかという、そのうでもなさそう。一体何のことでございしますか。検討を加える必要があるということとは、不満を持つておる、不備があるというふうにお考えになつておるのか。一つ私がやめることができないようにお願いいたします。

○吉野國務大臣 まあ私の言葉も足りないのかもしれないが、ただ検討を要するといふのは、検討に値する問題であるということだけを申し上げておきます。そのほかには何らの意味もございせん。

○石橋(政)委員 それでは鳩山さんはいさし強い表現をされている。義務の方を少しも書かないのは手落ちだと思つておる。これは少し鳩山さん

の言い過ぎだというようにあなたはお考えになるのですか。

○吉野國務大臣 そういう批評は私はこの際差し控えたいと思ひます。

○山本委員長 もう時間ですから、どうぞ結論を急いで下さい。

○石橋(政)委員 非常に不満でございします。非常に大切な問題について、憲法担当大臣が明確な答弁をしない。しかも鳩山総理がここまで明確に述べおる点についても、これに必ずしも同意見でないようでございしますが、こゝういった閣内の意見が不統一だといううなことにについては、後日それでは私追究することにいたしました。本日は皆様方のたつての要望もございしますので、これで質問を終りたいと思ひます。

○受田委員 私はここで議事進行の提案をいたしたのでありますが、その議事進行に當りまして、一言だけ吉野さんにお確かめ申し上げておきたい点があります。前の清瀬國務大臣は現日本憲法はマッカーサーによつて与えられた憲法であるという発言をされ、そしてこれを国民の自由意思によつて改めるべきであるということを言うておられるのでありますが、このマッカーサーによつて与えられた憲法とあなたの方のおっしゃつておる現憲法は、これはマッカーサーによつて与えられた憲法か、昭和二十一年十一月三日公布されたこの憲法は、そのときは極東委員会が権限を持つておつた、二十一年二月以来極東委員会が権限を有するに至つておるのであるが、占領軍最高責任者である極東委員会が決定した憲法であるのか、これを確かめておきたいし、あなた御自身は依然としてマッカー

サー憲法という清瀬前担当国務大臣と同様の見解を持つておられるかをお確かめ申し上げたい。

○吉野國務大臣 お話の点は占領のときでございしますから、占領の諸機関がいろいろございします。今お話になりました極東委員会ですか、それも一つだろうと思ひますが、それであの憲法を制定する憲法の原案ですか草案ですか指示ですね、指示を与えるについて、そういう一たような諸機関が、私は実際は知りませんが、関与をせられたということを想像するだけでございします。

○受田委員 マッカーサー憲法といふ考え方には、大臣としても一応は了承されますか。

○吉野國務大臣 そのおっしゃる意味がどういう意味でございしますか。マッカーサーはその当時の占領軍の最高指揮者であつて、そうしてこの憲法を作るについて非常に強力な指示を与えた、指導を与えたといふことは私も承知しております。そういう意味でおっしゃるのでございしますか。

○受田委員 清瀬さんと同様の見解ですか。

○吉野國務大臣 清瀬さんと同様かどうかは存じませんが、最高司令官として強力な指示と指導を与えた、こういうことは認めます。

○受田委員 私は与えられた憲法といふ前提のもとに憲法改正を意図せられておるという政府の御意思に対して、それはマッカーサーによつて与えられたのだという考え方——この憲法が公布せられたときはすでに極東委員会が最高決定機関であり、マッカーサーはその極東委員会の決定を実施する責任者であつたという点において、最後ま

でこれがマッカーサー個人の意思によつてきまつたというような考え方を持つておられることは、是正しなければならぬと思うのでございますが、清瀬さんの御意見に対して吉野さんは依然としてマッカーサー憲法であるという信念を貫かれるかどうか。

○吉野国務大臣 私はさつき申し上げました通り、そういう表現は使つていないのであります。マッカーサーは個人ではなくて最高司令官でございまして、占領治下でございまして、占領諸機関がございまして、その諸機関が憲法のことを日本政府に指示するなり、あるいは指導するに於いて関係はしておられたということを想像いたしますというのを申し上げております。

○山本委員長 受田君、どうぞ議事進行に關する御發言を願います。

○受田委員 議事進行の御要望もありませんが、この点につきまして先ほど来石橋君及び飛鳥田君から質問があり、吉野国務大臣が憲法担当國務大臣になられて初めてここで發言せられた御意思と、鳩山総理がしばしば国会において發言せられておられるその發言内容と、これが外交上の問題等にも関連して種種双方の間に意見の食い違いがあることがきわめて明瞭にされている現段階において、吉野さんが憲法担当國務大臣となられてここで發言されたことと、鳩山総理がしばしば委員会等で發言されていることとどこに食い違いがあるのか、総理の真意の吉野憲法担当國務大臣の真意の相違については、鳩山総理大臣に御出席を願つてここで御見解を表明していただかないと——あなたを憲法担当國務大臣に任命された

のは鳩山さんだろうと思うが、その点のはつきりしておきたい。

○吉野国務大臣 それは内閣の内部のことでございます。内閣の方でそういう仕事を手伝ふことになったのであります。

○受田委員 非常にやさしくお手伝いをされるという謙虚なお氣持の表明があつたのですが、そういうことであつたならばよいに、ここで堂々と發言されたことが総理の真意と違つておれば、それはお手伝い、サーヴァントの役目は果せないと思う。この点はやはり鳩山総理に御出席を願つて、その疑点を明らかにする必要があると思ひますので、早急に総理の出席を要求いたします。

○山本委員長 暫時休憩いたします。午後は二時より再開いたします。午後零時四十七分休憩

午後二時五十八分開議

○山本委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

厚生省設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。通告がありますのでこれを許します。受田君。

○受田委員 厚生大臣は、この前の私の質問に答えられまして、今回の法案改正の最重要点であります未帰還調査部を内部部局へ改組するに當つての御見解を表明されたのであります。これに關連して、今日日ソ交渉に際して、直接引き揚げ促進のために御苦労下さつた田邊引揚援護局長がお歸りになられて、この法案に直接關連のある残存者の帰還促進、未帰還者の調査究明という問題に一大進展を來たすであ

ろうということをおわれ期待しておるので、大臣は、田邊援護局長をして、この未帰還調査に當つてどういう努力をせしめようと思ひされておるか、まず御所見をお伺ひしたいのであります。

○小林国務大臣 日ソ交渉の過程におきましてソ連からの未帰還者のできるだけ現実な問題をつまびらかにしたいと存じまして、松本全權の随員としてかねて派遣いたしましたのであります。私がまだ歸りましてつづきに報告を得ておりませんので、至急報告を得てその上で善処したいと思つております。

○受田委員 政府は未帰還調査部を今後どのように運営を考へておられるか。未帰還調査部というのは、帰還業務が完了した晩には、当然廢止されるべきものではありますけれども、今後の未帰還調査部を存置せしめる見通しを伺ひ申し上げたいと思ひます。

○小山政府委員 今後の見通しでございますが、引き揚げ援護業務のうち一番最後まで残るものが、先ほどからお話になつておられます未帰還業務でございます。そういうような事情もございまして、たといごく最近の間にいろいろな情勢が好転いたしました、引き揚げその他が促進されたといつたしましても、未帰還調査業務はなお相當後まで残るものと考えております。

○受田委員 未帰還業務は相當長期にわたつて残されるという見通しだそうでありまして、しかればこの間しばしば触れました職員の漸減方針をお取りやめにならないといふと、せつかく政府が企圖せられておられますところの未帰還業務を推進することに非常に支

障が起りはしないか。だんだん人を少くして業務の能率を上げるということには非常にむづかしいのであつて、人員を減少せしめないで、そして調査を徹底的に浸透せしめるという方針の方が、当局の御意思を徹底させるのには受當ではないかと思ひます。

○小山政府委員 前回の御説明を申し上げましたように、四カ年間にわたりまして人員は逐次減少して参つておりますけれども、これが一通りこまごまとつきましたあと、今度は横ばいになつて相當程度、同じ程度の間隔を持統していく必要があるといふふうに考へております。なぜかういふふうな事情になるかと申し上げますと、現在までに状況の不明な人々についての調査は、いろいろの方法で確かめてはおりますけれども、なおきつ手となるものが十分につかみかねるというふうな事情で、確定しておらないものが非常に多いのでございます。こういう人々の最終的な決定のためには、短期間に非常に多くの人手を使ひまして、調べてみましても、にわかには結論をきめるといふことはいろいろの事情からみずかしい。やはりかすにある程度の時日をもちまして、いろいろの方向から調査を続けていくというふうなことが必要だといふような事情のものが残つておりますので、一挙に人をふやして解決をするという方法ではなくして、ある程度の期間かけて調査をして結論を出す、こういうふうにするのが必要だといふ事情になつておるのでござい

ます。

○受田委員 当局の御意思はある程度了承する点があるのではあります。未帰還者の今後の調査ということは非常に困難な事態に至つておるので、今までのようにスムーズに行かない。従つてその調査に當つても念には念を入れて、ただ一人であつても、その人の死亡処理をしようとするならば、あらゆる角度からの調査をやつて資料を提供して結論を出すべきであつて、今までのように大量に短期間にその結論を出すことは事情が異なつておる。従つて今後の未帰還調査というものは、業務内容はなほ困難な情勢の中において行われるという想定をするならば、あなたの方がお考えになられるように簡単にいかないと私は思ひます。従つて簡単にいかないと私は思ひます。ここで年次の定員を減少せしめて、三十二年度まで通減方式をとつてできるだけ経費の節約をしようと思ひます。おられることは、未帰還調査の徹底を期することは逆な方向に行つておられる印象を受けます。それをどうやうな印象を受けます。それをどうやうに受け止めますか。

○山下(春)政府委員 この問題は、た見解をただしたいと思ひます。

だいま未帰還調査部が非常に縮小され
ますことは、国際的には日本の引き揚
げ問題はもう片づいたのではあるまい
かというふうな印象を与えることは、
はなはだよくないことでございます
し、今受田委員の仰せられたように、
全国の留守家族たちは、たった一枚
のはがきでももらいますことによつ
て、その日その日を悲喜もごもする
ような、それこそ風におののいている
ような家庭でございますので、仰せの
ごとく一応こういう段階をとりまし
ても、あと限り業務になれた者は出血
をいたさないように、他の方法でこ
ういったような業務に携わってもら
えるような努力を傾けていきたいと思
っております。

○受田委員 その部内における融通
というところが事実上できませんか。

○山下(春)政府委員 部内における融
通ということは困難と存じますけれ
ども、これは私も別途に大蔵省ある
いは与党に御相談申し上げまして、な
るべく留守家族はなりでなく、遺家族
等に対しまして、あと限り厚生省が
万全を尽して、困難な段階に入りま
した。こういふような問題に対して、
留守家族に不安を与えないような措
置を講ずるために、予算等の考え方
も相談をして、何とかいたしたいと
今努力中でございます。

○受田委員 昭和三十一年度における
未帰還調査費用総計幾ばくで、しか
もそれはどのくらいの人員を対象と
しているか、御報告願いたいのです。

○小山政府委員 ちょっと今手元に資
料を持ち合わせておりませんので、
直ちに取り調べまして御報告を申し
上げます。

○受田委員 今回の厚生省設置法の改
正案は、日ソ交渉においてまず引き
揚げ促進がまず先である。残留者の
帰還を完了せしめて、しかる後に日
ソ交渉の成規のルールに乗り込み
たいという決意を持って、松本全
権は努力された。私は了解してお
ります。従って今や世界注目の的
である、海外にのみ残存している
同胞を帰還せしめたいというこ
とと、その人々の調査究明という
ことは、これはわれわれ広く人類
愛、同胞愛に生きる者、また戦争
の処理をする責任にあるすべての
人々の共通の責任であつて、それ
が今回のこの厚生省設置法の改正
案の主目的になつてゐることを考
へると、この今回の厚生省設置法
を解決する機関であるとも私は言
へると思ふ。そういう大事な要素
を持つてゐる未帰還調査の問題が、
この事務を担当する職員は通減の
方式となつて現れてゐるというこ
とは、われわれどうもそこに政府
の意図するところを了解に苦し
むのであります。いかかでしょう、
厚生大臣、これは定員法の問題に
も関連するのであります。この際
に、未帰還者の調査究明は今後
こそ徹底的に、しかも最大の努力
を払つて、動員できるあらゆる資
料が収集された上において親切な
結論を出してあげようといふこと
になるならば、この際既定方針を
改められて、職員の現存するもの
をそのまま認めるという方式にお
切りかえされる御意思はあります
まいか。国際的立場からこの未
帰還調査問題が取り上げられてお
るという段階において、わずかの
職員を減らして、しかも未帰還調
査部を縮毛から

こちらへ持つてくるというやり方
を改めて、一つこの際直して構想
を立てたいという御意思はないで
しょうか、御所見を伺いたいと思
ひます。

○小林国務大臣 この前の当委員会
におきまして、私から申し上げま
したように、人数を減らして、従
来の経験等によりまして、十分に
努力すれば、私は未帰還調査の職
務の遂行というものはできると考
へております。また今後の人員配
置等につきましても、減員はいた
しません。今総務課長、政務次官
から申し上げましたように、極力
それになれた人材をできるだけ採
用いたしまして、そうして未帰還
調査がお説のように完全に参り
ます。

○受田委員 私たちはいろいろな今
資料を用意して、未帰還調査の困
難なる段階であることを確認して
ゐるのであります。政府は一体国
際情勢は別といたしまして、この
未帰還者の調査究明に當つて、
今後現状における進行状況から、
その調査究明において、一人一
人の生存資料あるいは死亡資料を
集めるために、年次計画的に現状
においてどのくらいの進行を企
図しておられるのでありましょ
うか、お尋ね申し上げます。

○小山政府委員 ただいま受田先生
がおっしゃいました趣旨をちょっと
つかみかねておりますので、ある
いは申し上げることがポイントが
はずれることになるかも知れませ
んが、その際はまたあらためてお
たしを願ふことにいたします。現
在の状況で、ここ一、二年の間に
非常に調査が促進されるといふ
ことは、これはいろいろの状況か

らかなり確実に推断できると思つ
ております。しかしながらそれから
先いつごろになったら終るかとい
う点については、それは必ずしも
短期間では事が済まぬ、相当長
期間を考えなければならぬ、こん
なふうな今のところ予想してお
ります。

○受田委員 そうしますと、政府が
われわれの主張に同調せられてま
した法律の、すなわち今年七月末
をもって生存していないことが確
認されたものに対する措置を三年
間延長するということは、今あた
なのおっしゃつたことと関連があ
るかどうか、お尋ねしたい。

○山下(春)政府委員 ただいま受
田先生のおっしゃつた留守家族を
三万年間延長いたしましたという
ことは、小山課長が申しましたよ
うに、今後は比較的早くその情勢
がわかるのではあるまいかと予
測いたしました。三年間と三年間
の間に必ず終息するといふことで
ございませぬが、大体三年間くら
いの間に処理したいといふことは、
今回未帰還局長をロンドン交渉に
行つてもらいまして、ゆえんのも
のも、従来の日ソ交渉の中に引き
揚げ問題に対する専門家があら
れませんでした。この調査究明の
点について遺漏があつてはなら
ないといふので行つてもあつた
のでございませぬが、それでこの
引揚問題について正式に会談を
された。田邊援護局長は一万一
千名の生死不明の方の名簿を携
えて参りました。それを正式に向
うへ手渡しいたしました。調査を
依頼したところ、調査を新聞記
事で見ました。従いましてこ

れは一人々々の調査のあり次第
報告を得られるものと確信をいた
しております。そういう点から消
息不明の方々に對する調査究明
は、以前よりは非常に強い手が
かりができたと考えられます。
ので、少し早く調査ができるの
ではなからうかと考えております。

○受田委員 政府は日ソ交渉が
有利に展開されて、そして残存
一万余名の消息がきわめて期
待のうちに明らかになるといふ
ような段階を想定しております
けれども、そういうことが想定
されておつたとしたならば、
当然その調査究明に對する職
員を減少せしめることは、日ソ
交渉が有利に展開した場合にお
ける措置としては非常でし
ょうか。

○山下(春)政府委員 そういう
段階を想定して減員するといふ
ことは事態と逆行するではない
かという仰せでございますが、
今回の減員の中には、非常に若
くて、配置転換をいたします
れば、その方の身分が保障され
まして、将来が幸福になれる
方々に対しましては、あのような
処遇で置きます。その方が御本
人に非常にお仕合せな方に対し
ましては、配置転換をいたしま
して、すでに職につかれた方が
相当たくさんございます。残り
ました方々に対しましては、高
齢の方やいろいろな方々がござ
います。一応こうした処置に出
まして、何らかの方法を講じて
――今それはせっかく努力中
でございますが、この調査究明
の仕事になれておられる方々
に、鋭意この仕事に當つて
いただけるような配慮をいた
すべく努力中でございます。

○受田委員 今後日ソ交渉の
段階にお

いて、今休戦状況であります。あるいは引揚問題を優先的に取り扱うというような希望の段階に達した場合に、一万有余名の残存者のソ連地区の人々、あるいは中共等がこれにつけ加えられるとしたならば、五、六万の残存者の消息が一ぺんに明らかになるというような事態が起る可能性があるわけである。そういうときにその調査究明に当って、十分どこでどういう事情でなくなったというところを一つ調査究明をするためには、そういう事態が起った場合には、急速に人員をさらに臨時に雇用して調査に当るといふのか、あるいはせつかく調査になれた熟練の人物を持つことができないのであるから、その熟練の人々を中心にして、比較的長くかかってでもいいから、実体を明らかにされるが、時間がかかるんだという立場をとるのか。そういう外交上の事態の変化によって十分閑繁よろしきを得る態度をお持ちだと思ひますが、これは大臣としていかなる御所見を持っておられるか、お伺いしたいのであります。

○山下(春)政府委員 六万、七万という調査究明を一時にやるようなことが起った場合に困るではないかというところでありますが、厚生省は、十年間あらゆる努力を傾けまして基礎資料を持つておりますので、それで今仰せのごとく人を減すよりは、私今お答え申し上げましたが、その残りまして人々も非常に訓練をしておる人たちがございまして、もちろんいろいろよりはるかに調査技術を持つておりますので、それを私は別途な方法で大蔵省等に頼みまして、何らかの方途をもつて調査の措置に携われるような方法を講

じたいと今努力中でございます。受田先生御心配のような、一ぺんにそういう調査資料が出てまごつきはせぬかというところに対しては、現在の人員をもつてまごつかないようにはしておりますが、なお十分にするために、その減員される人々に対してもなお考えたいと考えておるのでございます。

○受田委員 山下政務次官が非常に熱心な御研究をされていることについて敬意を表しますが、今わずかな人員しか結果的には残っていない。たとえば三十三年度の最後が五百二名、これが今度は三百一名に減るわけです。そういう二百名の貴重な力を持った人を急いで整理しなくても、これを待機せしめておいて、その人々にあらゆる角度から調査究明の資料を集めさせるとか、いろいろな他に道があるのであります。あとからこれを雇用するということとは困難であるから、こういう国際的に世界じゅうが注視している引き揚げ問題の処理ができない段階では、日本政府は不親切だという印象を与えぬように、わずか二百名の整理をして厚生省の費用の節約をするよりは、まだまだけしからぬところに幾らも不要の国費を使っているところがあるのでありますから、そういう大事な力のある人を残しておくというような態度の方がいいのじゃないかと私特に御忠告を申し上げます。

○山下(春)政府委員 その御忠告はありがたくお受けいたしますのでございますが、先ほど私申し上げましたように、その中には、非常に若く前途のある方々が、身分が不確定であるということとを私はむしろ非常にお気の毒に考えまして、配置転換いたして、すでに

りつぱな身分を保証されている方々が相当多数決定いたしておるのであります。そういうところから、その残りまして経験者につきましては、私別途な努力をいたしまして、ぜひこの調査究明業務に携わっていただけるように努力をいたそうと考えておるのであります。

○受田委員 職員の人々をどこへ転換させるといふ問題を私は言っているのではない。若い将来ある人をよそへ転換させるのには十分手を尽しておるといふのですけれども、この問題については次にお尋ねしようと思うのですが、非常に不意で、職員で整理される人々が大へんに憤慨している事態がここに起つておる。後ほど説明しますが、そういうことは別として、少くとも未帰還調査部の職員は、十年間も調査究明に当った専門的な人々であるから、この人々だけは、どうか願わくは国際的に注目されている引き揚げ問題の処理されるまで、しかも未帰還者留守家族保護法には、今後三年間に政府の責任で調査究明がはつきりしない場合には、留守家族手当も出せぬという宣告もされておるといふような、こういうときに職員を整理されないで、優秀な人物を存置して政府のきぜんたる誠意をお示しになることが妥当ではないかと私は考えておる。そういう点についてお尋ねしておるのです。

○受田委員 定員法の改正で、われわれは未帰還調査部の職員が漸減してきたことを今確認しているわけでありまして、今私が申し上げているのは、定員法の中に示された人員は、昭和三十一年度には八百十一名、そのうちで未帰還調査部が三百一名、こう考えられた。この定員法に規定された職員の中で整理される対象になる人々について、今山下先生は何かの措置をとりたいというお気持ではなかったかと思つたのですが、臨時職員の方は、この定員法以外の現に雇用されていた人たちだからこれを問題にしないので、定員法の法律に基く人員をどう御処理あそばされているかをお尋ねしたのでございます。

○山下(春)政府委員 現在考えておりますことは、先般も申し上げましたように、さしあたり三十一年度につきましてはほぼ固まつております。それからいろいろ業務量その他を検討いたしました結果、非常に苦しい中ではありますけれども、一応これはやっていけるというふうな見通しが立つておりますので、これでやるように努めているわけでありまして。しかし先ほど来おっしゃっておられます通り、その後の情勢の変化等もあるわけでありまして、昭和三十一年度の状況におきまして、その後の計画的な減員をすることが非常に無理だという情勢になりましたらば、これは当然昭和三十一年度以降におきまして、もう一回定員法の問題を検討してみなければならぬ。これはちょうど舞鶴の引揚援護局が今年度から六十名落ちることになっておりますので、特にその分だけは落さないとい

○山下(春)政府委員 お話がよく承わりましたが、私は受田委員と多分同じ気持ちで、今全力を傾けてその方々に仕事をなお続けさせていただけのような方法を講じている最中でございます。三目で整理されるところの百九十九名

○山下(春)政府委員 切りかえは五月一日でございます。二、三日中ではないのでございますが、それは今申しましたようなそのお気持と同じ気持ちでやりたい。なお十年とおっしゃいました

○受田委員 定員法の改正で、われわれは未帰還調査部の職員が漸減してきたことを今確認しているわけでありまして、今私が申し上げているのは、定員法の中に示された人員は、昭和三十一年度には八百十一名、そのうちで未帰還調査部が三百一名、こう考えられた。この定員法に規定された職員の中で整理される対象になる人々について、今山下先生は何かの措置をとりたいというお気持ではなかったかと思つたのですが、臨時職員の方は、この定員法以外の現に雇用されていた人たちだからこれを問題にしないので、定員法の法律に基く人員をどう御処理あそばされているかをお尋ねしたのでございます。

○山下(春)政府委員 六万、七万という調査究明を一時にやるようなことが起った場合に困るではないかというところでありますが、厚生省は、十年間あらゆる努力を傾けまして基礎資料を持つておりますので、それで今仰せのごとく人を減すよりは、私今お答え申し上げましたが、その残りまして人々も非常に訓練をしておる人たちがございまして、もちろんいろいろよりはるかに調査技術を持つておりますので、それを私は別途な方法で大蔵省等に頼みまして、何らかの方途をもつて調査の措置に携われるような方法を講

○山下(春)政府委員 お話よく承わりましたが、私は受田委員と多分同じ気持ちで、今全力を傾けてその方々に仕事をなお続けさせていただけのような方法を講じている最中でございます。三目で整理されるところの百九十九名

○山下(春)政府委員 切りかえは五月一日でございます。二、三日中ではないのでございますが、それは今申しましたようなそのお気持と同じ気持ちでやりたい。なお十年とおっしゃいました

○受田委員 定員法の改正で、われわれは未帰還調査部の職員が漸減してきたことを今確認しているわけでありまして、今私が申し上げているのは、定員法の中に示された人員は、昭和三十一年度には八百十一名、そのうちで未帰還調査部が三百一名、こう考えられた。この定員法に規定された職員の中で整理される対象になる人々について、今山下先生は何かの措置をとりたいというお気持ではなかったかと思つたのですが、臨時職員の方は、この定員法以外の現に雇用されていた人たちだからこれを問題にしないので、定員法の法律に基く人員をどう御処理あそばされているかをお尋ねしたのでございます。

○山下(春)政府委員 六万、七万という調査究明を一時にやるようなことが起った場合に困るではないかというところでありますが、厚生省は、十年間あらゆる努力を傾けまして基礎資料を持つておりますので、それで今仰せのごとく人を減すよりは、私今お答え申し上げましたが、その残りまして人々も非常に訓練をしておる人たちがございまして、もちろんいろいろよりはるかに調査技術を持つておりますので、それを私は別途な方法で大蔵省等に頼みまして、何らかの方途をもつて調査の措置に携われるような方法を講

○山下(春)政府委員 お話よく承わりましたが、私は受田委員と多分同じ気持ちで、今全力を傾けてその方々に仕事をなお続けさせていただけのような方法を講じている最中でございます。三目で整理されるところの百九十九名

○山下(春)政府委員 切りかえは五月一日でございます。二、三日中ではないのでございますが、それは今申しましたようなそのお気持と同じ気持ちでやりたい。なお十年とおっしゃいました

○受田委員 定員法の改正で、われわれは未帰還調査部の職員が漸減してきたことを今確認しているわけでありまして、今私が申し上げているのは、定員法の中に示された人員は、昭和三十一年度には八百十一名、そのうちで未帰還調査部が三百一名、こう考えられた。この定員法に規定された職員の中で整理される対象になる人々について、今山下先生は何かの措置をとりたいというお気持ではなかったかと思つたのですが、臨時職員の方は、この定員法以外の現に雇用されていた人たちだからこれを問題にしないので、定員法の法律に基く人員をどう御処理あそばされているかをお尋ねしたのでございます。

う措置を昭和三十一年度で講じてもらうように措置をしたわけでございますが、それと同じような考え方で、実情に合せて今後の問題を解決していく、こういうようにしたいということで検討しておるところでございます。

○受田委員 これはもう誠意のあるところはある程度わかりますが、定員の関係等はこれのくらいにしておきます。

舞鶴引揚援護局のお話が今出たので、これをお尋ねしたのであります。この間帰った帰還者は神戸でお迎えをされておるようなことなんで、舞鶴の援護局は今後どういうふうに通商しようとしておるのか、わずかしが残っていない残留者だという御想定であるならば、一応舞鶴援護局を近く廃止して、今年度はちゃんと規定されておるから別ですが、近く廃止して何らかの措置をとるという御意図があるのではないかと、舞鶴引揚援護局の今後のあり方について大臣の御答弁を願いたいと思います。

○小林国務大臣 現場の問題につきましては、一応総務課長から答弁いたします。

○小山政府委員 舞鶴引揚援護局は受田先生おっしゃいますように、引き揚げの状況から見まして、これを完全に閉じていいという状態にならぬ限り、これは閉鎖すべき性質のものでないというふうに考えておるのでございます。たといそのときどきの引き揚げの状況によりまして一時的に使わないということがあるといたしても、あの引揚援護局があるということが、どれくらい異境にある人々にとって心強く感ぜられておるかからぬというよ

うな話が伝えられておるような状況でございまして、いろいろの角度から見まして、もう閉じてよろしいというように断定ができるまでは当然残しておくべきものだというふうな、厚生省内部でも考えて、問題を処理しております。

○受田委員 それは当然そうあるべきであります。舞鶴援護局をいささか軽視される傾向が起りまして、あそこ職員が漸減されてきた。これは先ほど課長が仰せられたように六十名だけは食いとめたというお話であります。とにかくあそこをだんだんと片づけていこうという方針には間違いない。しかし引き揚げ業務が最後まで処理されるまでは役所は残しておく、人間は減らしても残しておくのだという意思を表明されたのであります。それから舞鶴援護局そのものは、今後最後の一人が帰るまでも誠意をもって残すというほどの意思であるか、あるいは適当な時期においてある程度の帰還が完了したときにはこれを転換せようという考えか、そのいずれであるか、一応の目標を伺ったのであります。最後の一人まであの役所を残すほどの誠意を持っておるのかどうか。

○山下(春)政府委員 対外的に外国に苦しんでおられる方々の心を心いたしますれば、あの役所が最後の一人まであそこにあるという事は非常に大きな力強さだと思っております。なるべくそうしたいと思っております。それから先ほど神戸に着いたではないかというお話がございましたが、これはモロタイ島から引き揚げられまして、大阪港に入港いたしましたもの

を援護のために神戸に回したのでございまして、純粋の引揚船と船の性質が違いますために、さような措置を便宜上とったのでございまして、決して舞鶴を軽視したわけではございません。

○受田委員 今後の引き揚げは、個々に五人、十人という少人数で帰ってこられることが予想されると思うのです。そういう場合でも、またたとい一人でも向うから帰ってこられるというときには、これに対して援護局を開放して、その受け入れ体制を完璧ならしめるかというのをもう一度念を押しておきたい。

○山下(春)政府委員 五人でも三人でも、今後は外務省あるいは運輸省等とも連絡をいたしまして、船の便宜を与えていただくようにいたしまして、その引揚船は必ず舞鶴に入港いたしますように努力する覚悟でございます。

○受田委員 私が先ほどお話しいたしました三年後に調査究明が明らかでないものに對し、気の毒な処理がされる——この現在の留守家族援護法に基づいて、三年以後において、その法律で遮断された人々の取扱というところがまた問題になってくると思う。これは一応三年間延長しましたけれども、その三年の間政府が全力を尽して調査究明に当たるといふ目標を持っておる法律に基づいては、一応うなずけるのであります。それが、それ以後の暗黒時代に入った留守家族というのも一応目標としては考えておかなければならぬ。そういう三年後の調査究明による恩典に浴せざる人々をどう処理するかというその場合の政府の御所見を伺っておきたいと思っております。

○小林国務大臣 三年間経過しまして完了いたさないときにおいては、やはりいろいろ状況を判断いたしましたして、先般法律を改正いたしました延ばしたように、ある程度の延長はすべきものだと思います。

○受田委員 新聞を拝見しますと、政府は日ソ交渉の滞滞によって、帰還問題に支障が起ったということになれば、留守家族に対して適当な国家補償的なものを用意したいということが出ておりましたが、これに対して厚生大臣は関与しておられますか、あるいはあなたは抜きにされた他の幹部で話し合いがされたのか、またこの問題についてあなたはいかようにお考えになっておられるか、お伺いしたいと思っております。

○小林国務大臣 一両日前の新聞に出ておりました留守家族に対する取扱、援護の問題等につきましては、これは政府におきまして目下検討中でございます。もちろん私もその御相談にあずかっております。

○受田委員 その取扱方式として、留守家族の補償制度を確立したいというように大見出しで書いておりました。が、これの具体的な措置について、大臣は何か関与しておられるかどうか。

○小林国務大臣 まだ具体的な問題についてはきまつておりません。

○受田委員 それは今まで扱われなかった新しい方式のものを留守家族補償に持つていこうとしておるのであります。よろしく。

○小林国務大臣 それらの問題につきましても目下検討中であります。

○受田委員 そうしますと、留守家族の補償を新たに考慮したいというよう

なことは、これは新聞の書き過ぎでありましたか。

○小林国務大臣 いずれの問題にいたしましてもそういう留守家族に對して考慮をいたしたいという目的のもとに、いろいろ問題を検討中でございます。

○受田委員 いろいろの問題を検討中というのには、現在の留守家族に對する、たとえば留守家族のための手当というふうなものに何かを考へるということでないか、この間から政府の首脳部、党の首脳部の懇談の、留守家族に對して特別の補償制度を考へたいということにはならぬと思うのであります。この点現行制度よりも新しいものをつけ加えるということをはっきり知ることができるよう大見出しで新聞に書いてあったのであります。大臣としてはこれはどうですか。現行留守家族対策に對して、新しい補償的な性格のものを考へるといふ立場のものか、考慮でなくして、そういうものを一応考へておるのかどうか。たとえば今の未帰還者手当を額の上で増額するのとか、あるいは新しい補償制度を作るのとか。これは厚生大臣としてはきわめて大事な問題であつて、新聞にあらはれど大きく書かれてあるのに、あなたが御存じないということになったら、これはさつぱりたよりない話ですが、あなたはあの党の首脳部会談等において御相談にあずからなかったのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○山下(春)政府委員 新聞の記事は、私はどういふことか一向に存じませんけれども、こういう問題に對しましては、想像いたしますのに、厚生大臣が

たいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 なければさよう決します。

○山本委員長 次に恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題とし、提出者より提案理由の説明を求めます。千葉信君。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則 第四條第二項中「二年八月」を「三年八月」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○千葉参議院議員 ただいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、提案者を代表いたしまして、提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

公務員の在職年に対する加算制度は昭和二十八年恩給法の一部を改正する法律によって原則として廃止されたのでありますが、改正前の恩給法第三十八條の四に規定する蒸気機関車の乗務員等のごとく、いわゆる不健康かつ危険な業務に従事する職員の加算制度については別途措置せられることになっておりましたので、それまでの間、これらの人々については従前の通り加算を認めることに恩給法の改正を行なう

たのでありますが、昭和三十一年三月三十一日をもって、その期間が満了いたしますので、さらに一年その期間を延長して、これにかわる制度の決定を見るまで、移行による空白を補うための措置をいたそうとするのが本案の要旨であります。

何とぞすみやかに慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○山本委員長 これより質疑に入ります。高瀬君。

○高瀬委員 本案に対しては質疑並びに討論を省略いたしまして、直ちに採決せられんことを望みます。

○山本委員長 高瀬君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 なければ高瀬君の動議のごとく決します。

これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○山本委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 なければさよう決します。

○山本委員長 次に労働省設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。通告がありますのでこれを許します。受田君。

○受田委員 倉石労働大臣に御足労を

いただいたのであります。今回の労働省設置法等の一部を改正する法律案につきましても、この問題に直接触れた面だけの質問を申し上げたいと思ひます。

今回の改正理由を御説明いただいたところによりますと、最も大きな改正要点は、労災補償部設置の点と伺うのであります。これは政府の御説明では、特に労働省の労働基準局の中にこれを設けて、従来の労災補償課というものを拡大強化したいという御意思のようでありまして、これとあわせて問題とされる点は、地方に従来のありま

たところの労災保険の審査会の問題であります。労災保険の従来の審査会は、今回をやめて審査官を置くという御意図になっておられるようであり

ますが、この関係を御説明願いたいと思ひます。すなわち労災補償部とそれから地方の労災保険審査会を審査官に切りかえることについて、何かの関連はないかという点であります。

○倉石國務大臣 お尋ねの点は何もございせん。関係は持つておりませんです。

○受田委員 労災保険審査会をやめて、これを審査官に切りかえた理由を御説明願ひたいと思ひます。

○倉石國務大臣 御承知のように、このたびすでに本院を通過いたしました労働保険審査官及び労働保険審査会法によりましますと、従来の最終的審査会が三審制でありましたのを改めまして、審査官というものにいたしました。これは最終的な準司法的立場を持っておりまします。今までの審査会の委員の人選よりも、さらに権威あらしめる方がよいと存じまして、御賛成を願ひ

ました。あのようにつまり労働大臣が推薦をいたしまして、そうして国家最高機関である国会の承認を得て内閣総理大臣がこれを任命する。それで五名の審査官のうち二名は常設にいたしまして、絶えずこういう問題について検討をいたし得る、こういうふうな組織にいたしましたわけであります。

○受田委員 各府県によりまして、その労災保険の請求数というふうなものもまちまちであるのですが、そういうようなものの数と、それから審査官の数との関係はどういうふうにおとりになっておるのでしょうか。

○倉石國務大臣 政府委員の方から申し上げます。

○富樫（總）政府委員 労災保険に関する異議、不服の申し立ての件数は、おおむね一年間に三千件でございます。この三千件を従来は各府県の基準局に

おります審査官、約五十五人おりますが、その審査官だけの手で二千八百件、当事者も得心して解決されておりますので、残りの二百件が関係者が審査会に上告してきておるものが従来の実情でございます。その二百件の扱いを仰せのように従来各府県の三審構成の審査会で審査しておったのであります

が、これが各府県の審査会によって同質の事件が違つた決定を受ける場合が相当多いのでございまして、それを統一する方法が現在全く欠けておるのでございまして、そこでそれをどうしても統一しなければ、これは元來準司法的事件でございます。これを裁判所に持つていきたいと思います。これを裁断になるのでございまして、そこでそれを先ほど大臣が申し上げましたように、今回中央に

審査会を設け、そこで決定するのであります。しかしこの間にできるだけ労使の意見を民主的に尊重したい、こういうことで従来審査官が単独で処理しておるその段階に、労使の代表的――弁護士と申しますと何でござい

ますが、弁護士のな方を依頼して、その段階において参画していただくと同様に、中央におきましても労使の代表の方に弁護的意味において参画していただく、こういう考えでございます。

○受田委員 私は今取扱い件数についてお尋ねし、またそれに対してお答えがあったわけであります。この各府県別の請求決定の取扱件数、これがばらばらであるので、各府県によって審査官の数を、非常に件数が多いところも多くし、少いところは少くするところの配慮をお尋ねしておるわけでありまして。

○富樫（總）政府委員 ここに各府県別の資料を持ってきておりませんが、原則的に小さな県は審査官は一人でございますが、たとえ福岡県のごとき件数の多いところは四人配置するといふに、事件の多寡によつてできるだけ審査官の人員を平仄の合うように配置してあります。

○受田委員 しかれば福岡あるいは山口とか北海道とか、件数の多いところは多くして、この件数にバランスをとつた審査官を設けているということ、これはその地方の労災保険に対する実際の事務的な問題とは別に、そうした件数を中心にしてやっておられるのか、あるいはときには件数にかかわりなく、事務的な立場で配置しているところもあるのか、一人というところはこれは非常に軽量の事務のところと

いうことになり、二人のところはさらにそれよりふえているところというふうな、きわめて厳重なそうした件数と審査官の数のバランスが考へてあるのですか。

○富樫(總)政府委員 これは原則的には、仕事の件数に応じて審査官を配置する、こういうことにいたしております。それで現在の審査官の人員と申しますのも、実は私の方の単なる内規できめておりますので、事件の件数の変動によりまして増配する弾力性は十分持たしてございます。

○受田委員 労災保険の審査をやめて審査官を置くということに対して、政府に地方の業務を簡素化する、取扱いを簡素化して、担当者整理して、費用を節約して、中央にできるだけ費用を回すように努力したいというふうな気持があるのか、ここをちよつとお尋ね申し上げておきたい。

○富樫(總)政府委員 経費の關係から申しますと、ここに数字を持ってきたおりませんが、今回の新制度の方がよい経費がかかるのでございます。新制度をとった趣旨はできるだけ的確、合理的に処理したい、こういう考え方でやっております。ただ単純に簡素化という考え方はございませ

ん。むしろ考え方が違いますと、従来三千件のうち二千八百件が審査官単独で処理できたものが、今後は必ず労使の代表の意見も聞かなければならない、こういうことになりますので、その意味ではかえって事務的には手数がかかる。われわれの念願するのは合理的、的確にかつ民主的にやりたい、こういう意圖のはかに何もものもないのでございます。

○受田委員 経費の点ではむしろこれをふやしたくないだということございしますが、どのくらい大まかにしてふやしてありましようか。

○村上(茂)政府委員 経費の点で申し上げますと、ごく僅少でございますが、新たに設けます労働保険審査会の経費は三百九十六万円でございします。ただいま基準局長から申し上げました審査官につきましては、これは現在も審査官が置かれておりまして、所要経費は三十一年度は三十一年度とほぼ同額でございます。ただ地方の審査会の關係、これは約百六十万円でございします。それが落ちるだけでございします。結果的に申し上げますと百六十万円減りました。逆に三百九十六万円ふえるということでございますので、差引二百三十万門ほど増額という形に相なっております。

○受田委員 その経費のふえた分は、今局長が仰せられたような事務の念入りに行われる部面に充當するということに、結果的には考えられるべき筋ものかどうか。

○富樫(總)政府委員 合理的に、慎重に、かつ權威のある決定をするということのためにふえた、こういうことであります。

○受田委員 それではこの本案に入りますが、地方の各府県に行われている労働保険の審査に対して、今度中央における労働補償部の設置が、提案理由の御説明にあるごとく、非常に中央においては新しい事務がふえた。特に昨年国会を通つたけい肺及び外傷性せき随障害に関する法律などができたために、ぜひこれを部にしなければならぬという御提案であります。この部に

することによって職員がどのくらいふえ、これに対してこれに伴う予算がどれだけ増額するか、これの数字を一応示していただきます。

○富樫(總)政府委員 この労災の仕事の充実につきましては、われわれいろいろ、できればあらゆる面において充実したいのでございします。今回は一課で扱つておつたものを部にいたしまして、そうしてそのもとに課を二つ置くという人的構成の向上をはかるということに重点を置きます。従いまして経費の面から申しますと、部長一人と課長一人がふえるわけであります。人員増の面はございしません。

○受田委員 部長一人ということであるが、これはこの法律にうたつてあるような、第一条の六に三にあげてあるような仕事を担当することにもなるのであります。昨年のいわけのけい肺法の審査のときにいろいろ議論されたのですけれども、たとえばここで一つ政府にお考え願いたいことは、いわゆるけい肺法に基く給付や、負担金その他の徴収金の徴収事務というやうなもの、でき得べくんば例のけい肺法にうたつてある作業転換者、特に政府があつてせんすべき立場にあるやうな人々に対して、職場を与えるというやうなことも考慮してありましようか、どうでしようか。

○富樫(總)政府委員 けい肺法が前国会において御審議の際にも、そういう御要望がございました。できるだけさう取り計らいたいという考えでございますが、目下のところ、けい肺法の施行は全面的な健康診断を実施の過程にございします。具体的に要配置転換者というものが出ておりませんので、依

然として今後の問題で、なお実際に出ましたら、御趣旨に沿うてできるだけいたしたいと考えております。

○受田委員 委員会も非常に急いでおりますから、あすに残してすぐやめませんが、もう一つきようお尋ねしたいのは、法律の施行期日が、附則の中に三十一一年八月三十一日までと、こううたつてある。これはどういうことで法令をこの日までで定めるということになつておるのか、目をここに定められた理由をお示し願いたい。

○富樫(總)政府委員 第一には、衛生研究所は、なお建築が進行中でございます。その進行に見合つて開設する予定でございます。現在の見込みでは、衛生研究所は八月一日から開設する見込みでございます。それから労災部はいろいろな体制の切りかえの準備がございします。なるべく早く実施したいというので、現在の見込みでは、七月一日から発足したい、こういうふうに考えておるのでございします。

○受田委員 きよの質問を終ります。

○山本委員長 本日はこれにて散会いたします。明日は午前九時半より開会いたします。

午後四時十六分散会

〔参照〕
厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年三月三十一日印刷

昭和三十一年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

内閣委員会公聴会議録第一号中正誤
頁 段 行 誤 正
七一 戒能通存君 戒能通孝君
二三 秋は美濃部 秋は美濃部
三三 先生の 先生の